

# 院内掲示

## 【入院基本料に関する事項】

当院は（日勤、夜勤あわせて）1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次の通りです。

08時15分～17時15分：看護職員1人あたりの受け持ち患者数は7人以内

17時15分～08時15分：看護職員1人あたりの受け持ち患者数は23人以内

## 【関東信越厚生局長への届出事項】

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

（1）基本診療料の施設基準等

- ◆入退院支援加算
- ◆診療録管理体制加算3
- ◆感染対策向上加算2
- ◆認知症ケア加算3
- ◆データ提出加算1
- ◆電子的診療情報評価料
- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆地域包括ケア病棟入院料1（看護職員配置加算・看護補助体制充実加算1）

（2）特掲診療料の施設基準等

- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆CT撮影及びMRI撮影
- ◆手術の通則5及び6に掲げる手術
- ◆在宅療養支援病院3
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆入院ベースアップ評価料35

2. 当院では**入院時食事療養（Ⅰ）**の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8時、昼食：12時、夕食：18時）適温で提供しています。

～入院時食事療養費の標準負担額について～（令和7年4月1日より）

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ① 一般の方                 | 510円 |
| ② 民税非課税の世帯に属する方（③を除く）  | 240円 |
| ③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など | 110円 |